

# 租 税 法

(第1問・第2問)

# 第1問 答案用紙<1>

## (租税法)

### 問題1

#### 問1 (4行/124字)

本問の役務提供は、雇用契約に基づき支払われた給与等を対価とする役務の提供であるため、消費税法2条1項十二号に規定する課税仕入れの範囲から除かれる。よって、A社においては、その対価につき、同法30条に規定する課税仕入れ等に係る税額の控除は適用されない。

#### 問2 (4行/103字)

A社の彫刻の廃棄損800万円は、損失の額として、A社の令和5事業年度の損金の額に算入する(法人税法22条3項三号)。Qからの損害賠償金800万円は、支払が確定したA社の令和5事業年度の益金の額に算入する(同条2項)。

#### 問3 (4行/136字)

本問では、Tから贈与により取得した絵画を譲渡したため、Qが絵画を引き続き所有したものとみなして譲渡所得を計算する(所得税法60条1項一号)。Qの譲渡所得の金額は、総収入金額3,000万円から取得費450万円を控除した残額から特別控除額50万円を控除した2,500万円となる(同法33条3項、4項)。

#### 問4 (4行/116字)

A社が受領した金員のうち、法人税及び過少申告加算税に係る還付金の額は、令和5事業年度の益金の額に算入しない(法人税法26条1項一号、二号)。固定資産税の過誤納金及び還付加算金の額は、令和5事業年度の益金の額に算入する(同法22条2項)。

# 第 1 問 答案用紙<2>

## (租 税 法)

### 問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	A社は、法人税法 57 条 11 項一号に規定する中小法人等に該当するため、欠損金額 1,200 万円を令和 4 事業年度の損金の額に算入する（同法 57 条 1 項）。
②	×	本問の退職金は、業績連動給与に該当せず、不相当に高額な金額ではないことから、退職金額が具体的に確定したA社の令和 5 事業年度の損金の額に算入する（法人税法 22 条 3 項二号）。
③	○	所得税法 30 条 2 項、5 項一号。
④	○	法人税法 25 条の 2 第 1 項、2 項、3 項
⑤	×	A社の消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額 7,000 万円となる（消費税法 28 条 1 項）。

## 第2問 答案用紙<1> (租税法)

**問題1**

[問] 1.

31,000 株
80,000 株

[問] 2.

(租税公課に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 5. (2)及び(3)について	, 921 , 100	, ,
[資料] 5. (4)及び(6)について	78 , 335 , 900	, ,

(役員及び使用人の給与に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 6. について		
DとGの給与	3 , 000 , 000	, ,
上記以外の項目	9 , 000 , 000	, ,

(売上高及び売上原価に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 7. について	1 , 200 , 000	, ,

(受取配当等及び預金利子に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 8. について	, ,	3 , 450 , 000

## 第 2 問 答案用紙<2> (租 税 法)

(株式の売却に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 9. について	, ,	50,000,000

[問] 3.

①	法人税額	54,312,824
②	差引確定法人税額	35,769,300

[問] 4.

①	繰延税金資産	△136,980,000
②	自己株式	△100,000,000

### 問題 2

[問] 1.

(減価償却に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 1. について	, 71,667	, ,

[問] 2.

(繰越欠損金に関する事項)

[資料] 2. について	繰越欠損金の当期控除額	10,200,000
	翌期へ繰り越す欠損金の金額	10,190,000

第2問 答案用紙<3>  
(租税法)

問題3

(単位：円)

[問] 1. (1)給与所得の金額

5,380,000

(2)退職所得の金額

6,000,000

(3)配当所得の金額

3,000,000

(4)不動産所得の金額

△ 1,700,000

[問] 2. 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額

89,000,000

[問] 3. 損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額

7,380,000

[問] 4. ①から④までの所得控除の金額の合計額

1,590,000

## 第 2 問 答 案 用 紙 < 4 > ( 租 税 法 )

### 問題 4

[問]

(単位：円)

(1) 課税標準額に対する消費税額

, 312 , 039 , 000

(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額

5 , 100 , 500 , 000

(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額

5 , 103 , 382 , 000

(4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

, 283 , 389 , 600

(5) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの

, 279 , 926 , 400

(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの

, , 46 , 800

(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

, 3 , 416 , 400

(8) 貸倒れに係る税額

, , 312 , 000

# 第1問 解説

## 問題1 (理論・4行記述問題)

	内容	ランク	正答可能性	備考
問1	給与等に対価とする役務の提供 (消費税)	A	5点/5点	消法2①十二 消法30(①) 類題H24本試験
問2	他の者から受ける損害賠償金と損失の額 (法人税)	A	5点/5点	法法22② 法法22③三 類題H25本試験
問3	贈与等により取得した資産の取得費等 (所得税)	A	5点/5点	所法60①一 所法33③④ 類題H27本試験
問4	還付金等の益金不算入 (法人税)	A	5点/5点	法法26①一・二 法法22② 類題H26本試験
		合計	20点/20点	20点×補正65% =13点

問1 給与等を対価とする役務の提供（消費税）

取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本問の役務提供は、給与等を対価とする役務の提供である ①</li> <li>→ 課税仕入れの範囲から除かれる ①</li> <li>・A社においては、仕入税額控除は適用されない ①</li> </ul>
条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消法 2①十二 定義（課税仕入れ） ①</li> <li>・消法 30 (①) 仕入税額控除 ①</li> </ul>

論点	取扱い	条文※
給与等を対価とする役務の提供（事実①）	<p><b>（課税仕入れの意義）</b></p> <p>事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法第28条第1項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第7条第1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。</p> <p><b>（仕入れに係る消費税額の控除）</b></p> <p>事業者（免除事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れについては、国内において課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額の合計額を控除する。</p>	<p>消法 2① 十二</p> <p>消法 30 (①)</p>

消基通 11-1-2（給与等を対価とする役務の提供）

法第2条第1項第12号《課税仕入れの意義》の規定により、課税仕入れの範囲から除かれる「給与等を対価とする役務の提供」とは、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき給与等を対価として労務を提供することをいうのであるが、この場合の給与等には、俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与のほか、過去の労務の提供を給付原因とする退職金、年金等も該当することに留意する。

※ 類題 平成24年本試験 第1問 課税仕入れの定義から除かれる役務の提供  
（給与等を対価とする役務の提供）

問2 他の者から受ける損害賠償金と損失の額（法人税）

取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄損 800 万円は、損失の額として、A社の令5事業年度に損金算入 ①</li> <li>・損害賠償金 800 万円は、支払が確定したA社の令5事業年度に益金算入 ②</li> </ul>
条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法法 22③三（損金の額・損失の額）①</li> <li>・法法 22②（収益の額）①</li> </ul>

論点	取扱い	条文※
他の者から受ける損害賠償金と損失の額（事実②）	<p>（益金の額）</p> <p>内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。</p> <p>（損金の額）</p> <p>内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。</p> <p>一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額</p> <p>三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの</p>	<p>法法 22②</p> <p>法法 22③ 三</p>

（他の者から受ける損害賠償金と損失の額）

（損失の額）法法 22③三

彫刻の廃棄による損失の額として、800 万円を当期の損金の額に算入

（益金の額）法法 22②

Qは、A社に対して損害賠償請求権が発生し、当事者間で800万円の支払が約され、当期に支払いを受けているため、収益が確定している

法基通 2-1-43（損害賠償金等の帰属の時期）

法人が支払を受ける損害賠償金（その法人の役員又は使用人から受けるものを除く。）については、原則として支払を受けるべきことが確定した事業年度に益金の額に算入する。また、実際に支払を受けた日の属する事業年度に益金の額に算入している場合にはこれを認める。

※ 類題 平成 25 年本試験 第 1 問 損害賠償収入（同時両建説）

※ 類題 24 論グレ答 4 回 第 1 問 不法行為による損失と損害賠償収入

問3 贈与等により取得した資産の取得費等（所得税）

取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ QがTからの贈与により取得した絵画の譲渡 → Qが引き続き所有していたものとみなして譲渡所得を計算する ①</li> <li>・ 譲渡所得の金額は2,500万円となる (総収入金額3,000万円－みなし取得費450万円－特別控除50万円) ②</li> </ul>
条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所法60①一（贈与等により取得した資産の取得費等） ①</li> <li>・ 所法33③（譲渡所得の金額の計算） ①</li> <li>・ 所法33④（特別控除額）</li> </ul>

論点	取扱い	条文※
贈与等により取得した資産の取得費等（事実③）	<p><b>（贈与等により取得した資産の取得費等）</b> 居住者が次に掲げる事由により取得した前条第1項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。</p> <p>一 贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）</p> <p>二 前条第2項の規定に該当する譲渡</p> <p><b>（譲渡所得の金額の計算）</b> 譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額（当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において「譲渡益」という。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。</p> <p>一 資産の譲渡（前項の規定に該当するものを除く。次号において同じ。）でその資産の取得の日以後5年以内にされたものによる所得（政令で定めるものを除く。）</p> <p>二 資産の譲渡による所得で前号に掲げる所得以外のもの</p> <p><b>（特別控除額）</b> 譲渡所得の特別控除額は、50万円（譲渡益が50万円に満たない場合には、当該譲渡益）とする。</p>	<p>所法60①一</p> <p>所法33③</p> <p>所法33④</p>

※ 類題 平成27年本試験 第1問 譲渡所得 取得費の引継ぎ

※ 類題 24論グレ答9回 第1問 みなし譲渡・取得費の引継ぎ

問4 還付金等の益金不算入（法人税）

取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税・過少申告加算税の還付 → 益金不算入 ②</li> <li>・固定資産税の過誤納・還付加算金 → 益金算入 ①</li> </ul>
条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法法 26①一（法法 38①②により損金不算入となった国税等の還付）</li> <li>・法法 26①二（法法 55④により損金不算入となった罰金等の還付）</li> <li>・法法 22②（益金の額）①</li> </ul>

論点	取扱い	条文※
還付金等の益金不算入（事実④）	<p><b>（還付金等の益金不算入）</b></p> <p>内国法人が次に掲げるものの還付を受け、又はその還付を受けるべき金額を未納の国税若しくは地方税に充当される場合には、その還付を受け又は充当される金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。</p> <p>一 第 38 条第 1 項又は第 2 項（法人税額等の損金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの</p> <p>二 第 55 条第 4 項（不正行為等に係る費用等）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの</p> <p>三 第 78 条（所得税額等の還付）若しくは第 133 条（更正等による所得税額等の還付）又は地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）第 22 条（外国税額の還付）若しくは第 27 条の 2（更正等による外国税額の還付）の規定による還付金</p> <p>四 第 80 条（欠損金の繰戻しによる還付）又は地方法人税法第 23 条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定による還付金</p> <p><b>（益金の額）</b></p> <p>内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。</p>	<p>法法 26① 一・二</p> <p>法法 22②</p>

※ 類題 平成 26 年本試験 第 1 問 固定資産税の過誤納還付

※ 類題 24 論グレ答 3 回 第 1 問 還付金

## 問題2 (理論・正誤問題)

	内 容	ランク	正答可能性	備 考
①	中小法人の繰越欠損金の控除 (法人税)	A	4点/4点	法法 57① 法法 57①一
②	役員退職金の損金算入 (法人税)	A	4点/4点	法法 22③二
③	退職所得の金額・特定役員退職手当等 (所得税)	A	4点/4点	所法 30② 所法 30⑤一
④	グループ法人間の受贈益 (法人税)	A	4点/4点	法法 25 の 2①②③
⑤	消費税の課税標準 (消費税)	A	4点/4点	消法 28①
		合計	20点/20点	20点×補正 65% =13点

① 中小法人等の繰越欠損金の控除（法人税）

正 誤	×
取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A社は、中小法人等に該当する ①</li> <li>・ よって、欠損金額 1,200 万円を令和 4 事業年度の損金の額に算入する ①</li> </ul>
条 文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法法 57① （欠損金の繰越し） ①</li> <li>・ 法法 57④一（控除限度額（所得金額の 50%）の対象から除かれる場合） ①</li> </ul>

※ 類題 24 論グレ答 3 回 第 1 問・問題 1・問 4 欠損金の控除・中小法人に該当しない場合

② 役員退職金の損金算入（法人税）

正 誤	×
取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本問の退職金は、業績連動給与に該当せず、不相当に高額な金額ではない ①</li> <li>・ 退職金額が具体的に確定したA社の令和 5 事業年度に損金算入する ①</li> </ul>
条 文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法法 22③二 （損金の額・費用の額） ②</li> </ul>

法基通 9-2-28（役員に対する退職給与の損金算入の時期）

退職した役員に対する退職給与の額の損金算入の時期は、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とする。ただし、法人がその退職給与の額を支払った日の属する事業年度においてその支払った額につき損金経理をした場合には、これを認める。

※ 類題 平成 26 年本試験 第 1 問 役員退職慰労金

※ 類題 24 論グレ答 1 回 第 1 問 役員退職金・不相当に高額な金額

③ 退職所得の金額・特定役員退職手当等（所得税）

正 誤	○ … ②
取扱い	—
条 文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所法 30② （退職所得の金額） ①</li> <li>・ 所法 30⑤一（特定役員退職手当等の意義） ①</li> </ul>

※ 類題 24 論グレ答 6 回 第 1 問・問題 1・問 3 特定役員退職手当等・分離課税

## ④ グループ法人間の受贈益（法人税）

正 誤	○ … ②
取扱い	—
条 文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法法 25 の 2①（グループ法人間の受贈益）</li> <li>・ 法法 25 の 2②（受贈益の範囲）</li> <li>・ 法法 25 の 2③（低額譲渡）</li> </ul>

②

※ 類題 24 論グレ答 5 回 第 1 問・問題 1・問 2 グループ法人間の寄附金・受贈益

## ⑤ 消費税の課税標準（消費税）

正 誤	×
取扱い	・ A 社の消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額 7,000 万円となる ②
条 文	・ 消法 28①（課税標準）②

国内取引に係る消費税の課税標準は、原則として、課税資産の譲渡等の対価の額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額である。

## 第2問 解説

### 問題1 法人税

内 容	ランク	備 考
[問]1. 特定同族会社に該当するか否かの判定割合	C	自己株式あり
[問]2. (租税公課) [資料] 5. (2)及び(3)について [資料] 5. (4)及び(6)について (役員及び使用人の給与) [資料] 6. について DとGの給与 [資料] 6. について 上記以外の項目 (売上高及び売上原価) (受取配当等及び預金利子) (株式の売却)	A B B C A A A	前期未収税金認容  みなし役員、同族会社 兼務役員になれない者、役員賞与引当金 変動対価 過年度減損損失の認容
[問]3. ① 法人税額 ② 差引確定法人税額	A A	中小法人以外の法人
[問]4. ① 繰延税金資産 ② 自己株式 (資本金等の額)	B C	期首－調整額 期首－ (交付金銭－みなし配当)

### 問題2 法人税

内 容	ランク	備 考
(減価償却資産等についての申告調整) [資料] 1. について	D	適格合併・合併法人側
(租税公課についての申告調整) [資料] 2. について 当期控除額 [資料] 2. について 翌期繰越額	B B	

A…6 か所・B…5 か所・C…3 か所・D…1 か所

## 問題 1

## 1. 全般的な事項及び注意事項

青色申告法人・同族会社・大法人（資本金の額 500,000,000 円（別表五（一）より））

## [問] 1. 特定同族会社に該当するか否かの判定に際して用いる割合

計算過程	優先度	解 答
(1) 株主順位（持株割合） ① Bグループ $B 15,000 \text{ 株} + C 9,000 \text{ 株} + D 7,000 \text{ 株} = 31,000 \text{ 株}$ ② Eグループ $E 16,000 \text{ 株} + F 9,000 \text{ 株} = 25,000 \text{ 株}$ ③ A（株）グループ $A 20,000 \text{ 株}$	C	$\frac{31,000 \text{ 株}}{80,000 \text{ 株}}$
(2) 同族会社の判定 $\frac{(1)① + (1)② + (1)③}{80,000 \text{ 株}^*} = \frac{76,000 \text{ 株}}{80,000 \text{ 株}^*} (95\%) > 50\%$ $\therefore$ 同族会社に該当する。 ※ 発行済株式総数 100,000 株 - 自己株式 20,000 株 = 80,000 株		
(3) 特定同族会社の判定 $\frac{(1)①}{80,000 \text{ 株}} = \frac{31,000 \text{ 株}}{80,000 \text{ 株}} (38.75\%) \leq 50\%$ $\therefore$ 特定同族会社に該当しない		

[問] 2.

(租税公課に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	優先度	解答
<p>[資料] 5.(2)及び(3)について</p> <p>① 前期未収税金認容 28,405,900 (加・留)</p> <p>② 法人税等の中間納付額及び過誤納金に係る還付額 法人税等 25,116,500 + 住民税 2,368,300 = 27,484,800 (減・留)</p> <p>③ 解答欄 ② - ① = 921,100 (加)</p>	A	921,100 (加)
<p>[資料] 5.(4)及び(6)について</p> <p>① 損金経理法人税等 19,428,500 (加・留)</p> <p>② 損金経理住民税 2,096,800 (加・留)</p> <p>③ 損金経理納税充当金 85,900,000 (加・留)</p> <p>④ 納税充当金取崩 29,089,400 + 929,110 = 30,018,510 (減・留)</p> <p>⑤ 仮払税金認定損 29,089,400 + 929,110 - 29,089,400 - 929,110 = 0 (減・留)</p> <p>⑥ 法人税額から控除される所得税額 全額控除 929,110 (加・社)</p> <p>⑦ 解答欄 ① + ② + ③ - ④ + ⑥ = 78,335,900 (加)</p>	B	78,335,900 (加)

(役員及び使用人の給与に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	優先度	解 答												
<p>[資料] 6.について DとGの給与</p> <p>① D</p> <p>イ 判定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">株主等</th> <th style="width: 10%;">経営従事</th> <th style="width: 10%;">50%超</th> <th style="width: 10%;">10%超</th> <th style="width: 10%;">5%超</th> <th style="width: 10%;">判定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">D氏</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○※</td> <td style="text-align: center;">みなし 役員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <math>\frac{7,000\text{株}}{80,000\text{株}} = 8.75\% &gt; 5\%</math></p> <p>ロ 役員給与損金不算入 定期同額給与等以外 賞与 1,200,000 (加・社)</p> <p>② G</p> <p>同族会社→届出がない場合、事前確定届出給与とならない。 ∴ 定期同額給与等以外 1,800,000 (加・社)</p> <p>③ 解答欄 ①+②=3,000,000 (加)</p>	株主等	経営従事	50%超	10%超	5%超	判定結果	D氏	○	○	○	○※	みなし 役員	B	3,000,000 (加)
株主等	経営従事	50%超	10%超	5%超	判定結果									
D氏	○	○	○	○※	みなし 役員									
<p>[資料] 6.について 上記以外の項目</p> <p>① 役員賞与引当金</p> <p>イ 前期役員賞与引当金認容 6,600,000 (減・留)</p> <p>ロ 役員賞与引当金否認 7,000,000 (加・留)</p> <p>ハ ローイ=400,000 (加)</p> <p>② 役員給与損金不算入</p> <p>イ 役員分 定期同額給与等以外の給与 B3,000,000 + C600,000 + E2,000,000 + F1,000,000 =6,600,000 (加・社)</p> <p>ロ 使用人分</p> <p>(イ) 判定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">株主等</th> <th style="width: 10%;">常時使用人</th> <th style="width: 10%;">50%超</th> <th style="width: 10%;">10%超</th> <th style="width: 10%;">5%超</th> <th style="width: 10%;">判定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">F氏</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○※1</td> <td style="text-align: center;">○※2</td> <td style="text-align: center;">役 員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 <math>\frac{25,000\text{株}}{80,000\text{株}} = 31.25\% &gt; 10\%</math></p> <p>※2 <math>\frac{9,000\text{株}}{80,000\text{株}} = 11.25\% &gt; 5\%</math></p> <p>(ロ) 定期同額給与等以外 賞与 2,000,000 (加・社)</p> <p>ハ イ+ロ=8,600,000 (加・社)</p> <p>③ 解答欄 ①+②=9,000,000 (加)</p>	株主等	常時使用人	50%超	10%超	5%超	判定結果	F氏	○	○	○※1	○※2	役 員	C	9,000,000 (加)
株主等	常時使用人	50%超	10%超	5%超	判定結果									
F氏	○	○	○※1	○※2	役 員									

(売上高及び売上原価に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	優先度	解 答
<p>[資料] 7.について</p> <p>① 売上計上もれ 56,000,000 - 53,200,000 = 2,800,000 (加・留)</p> <p>② 売上原価計上もれ 32,000,000 - 30,400,000 = 1,600,000 (減・留)</p> <p>③ ① - ② = 1,200,000 (加)</p>	A	1,200,000 (加)

(受取配当等及び預金利子に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	優先度	解答
<p>[資料] 8. について                      (受取配当等の益金不算入額)</p> <p>① 完全子法人株式等                      N 1,000,000</p> <p>② 関連法人株式等                      M <math>2,000,000 - 70,000^{※} = 1,930,000</math>                      ※ <math>2,000,000 \times 4\% = 80,000 &gt; 700,000 \times 10\% = 70,000</math>  <math>\therefore 70,000</math></p> <p>③ その他株式等                      K <math>800,000 \times 50\% = 400,000</math></p> <p>④ 非支配目的株式等                      L <math>600,000 \times 20\% = 120,000</math></p> <p>⑤ 解答欄 上記計 = 3,450,000 (減・※)</p>	A	3,450,000 (減)

(株式の売却に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	優先度	解答
<p>[資料] 9. について                      過年度N社株式減損損失認容 50,000,000 (減・留)</p>	A	50,000,000 (減)

[問] 3.

(単位：円)

計算過程	優先度	解答
<p>① 法人税額 (中小法人以外の法人)  <math>234,107,000 \times 23.2\% = 54,312,824</math></p>	A	54,312,824
<p>② 差引確定法人税額                      イ ① - 控除所得税額 <math>929,110 = 53,383,714</math>  <math>\rightarrow 53,383,700</math> (百円未満切捨て)                      ロ イ - 中間申告分の法人税 <math>17,614,400 = 35,769,300</math></p>	A	35,769,300

[問] 4.

(単位：円)

計算過程	優先度	解答
① 繰延税金資産 期首△137,510,000－調整額△530,000＝△136,980,000	B	△136,980,000
② 自己株式（資本金等の額の計算欄） 期首△50,000,000 ＋当期取得（交付金銭－みなし配当）△50,000,000＝△100,000,000	C	△100,000,000

別表五（一）Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細（単位：円）

区 分	期 首	減	増	翌期首
N社株式	50,000,000	50,000,000		0
役員賞与引当金	6,600,000	6,600,000	7,000,000	7,000,000
繰延税金資産	△137,510,000	△530,000		△136,980,000 →（解答欄①）
自己株式 （資本金等の額）	△10,000,000		△20,000,000	△30,000,000
差引合計額	***			***

別表五（一）Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細（単位：円）

区 分	期 首	減	増	翌期首
資本金又は出資金	500,000,000			500,000,000
自己株式	BS△60,000,000 10,000,000 ―― △50,000,000		△70,000,000 20,000,000	BS△130,000,000 30,000,000 ―― △100,000,000 →（解答欄②）
差引合計額	450,000,000		△50,000,000	400,000,000

自己株式取得直前の資本金等の額 450,000,000

みなし配当の額  $70,000,000 - 450,000,000 \times \frac{10,000\text{株}}{90,000\text{株}} = 20,000,000$

（当社の税務仕訳）※ 源泉税未考慮

（借方）資本金等の額 50,000,000円 （貸方）現金預金 70,000,000円

（借方）利益積立金額 20,000,000円

↓ 別表五上の表現

（借方）資本金等の額 70,000,000円 （貸方）現金預金 70,000,000円

（借方）利益積立金額 20,000,000円 （貸方）資本金等の額 20,000,000円

問題2

[問] 1.

(減価償却に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	優先度	解答
<p>[資料] 1.について</p> <p>(1) P建物 (適格合併の合併法人)</p> <p>① 耐用年数の判定 法定耐用年数 (問題指示)</p> <p>② 償却限度額 (選定していないため定額法)</p> $50,000,000 \times 0.020 \times \frac{6}{12} = 500,000$ <p>③ 償却超過額</p> $405,000 - \text{②} = \Delta 95,000$ <p>④ 償却超過額認容</p> $34,000,000 - 30,000,000 = 4,000,000 > 95,000$ <p>∴ 認容 95,000 (減・留)</p> <p>(2) Q機械装置 (適格合併の合併法人)</p> <p>① 耐用年数の判定 法定耐用年数 (問題指示)</p> <p>② 償却限度額 (選定していないため定率法)</p> <p>イ 調整前償却額</p> $(7,200,000 + 133,334) \times 0.200 = 1,466,666$ <p>ロ 償却保証額</p> $12,500,000 \times 0.06552 = 819,000$ <p>ハ <math>\text{イ} &gt; \text{ロ}</math> ∴ <math>\text{イ} \times \frac{6}{12} = 733,333</math></p> <p>③ 償却超過額</p> $900,000 - \text{②} = 166,667 \text{ (加・留)}$ <p>(3) 解答欄 (1)+(2)=71,667 (加)</p>	<p>D</p>	<p>71,667 (加)</p>

[問] 2.

(繰越欠損金に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	優先度	解答
<p>[資料] 2.について 繰越欠損金の当期控除額</p> <p>(1) 判定 適格合併の年度開始時から5年を超えた支配関係あり ∴ 引継ぎ制限等なし</p> <p>(2) 当期控除額</p> <p>① 控除前所得金額 20,400,000</p> <p>② 所得金額控除限度額 10,200,000</p> <p>③ 繰越欠損金額 当社 10,500,000 + 丙社 9,890,000 = 20,390,000</p> <p>④ 当期控除額 ② &lt; ③ ∴ 10,200,000</p>	B	10,200,000
<p>[資料] 2.について 翌期へ繰越す欠損金の金額</p> <p>(1) 繰越欠損金額 当社 10,500,000 + 丙社 9,890,000 = 20,390,000</p> <p>(2) 当期控除額 10,200,000</p> <p>(3) 翌期繰越額 (1) - (2) = 10,190,000</p>	B	10,190,000

※ 引き継いだ繰越欠損金は、それぞれ当該欠損金の発生事業年度の期首の属する合併法人の各事業年度に発生したものとみなされる。

(単位：円)

	①当社 控除未済欠損金	②丙社 控除未済欠損金	③合計 (①+②)	④当期控除額	⑤繰越額 (③-④)
7期前 (H28.4.1~H29.3.31)		(期首 R28.10.1) 3,600,000	3,600,000	3,600,000	0
6期前 (H29.4.1~H30.3.31)		(期首 R29.10.1) 1,200,000	1,200,000	1,200,000	0
5期前 (H30.4.1~H31.3.31)			0	0	0
4期前 (H31.4.1~R2.3.31)		(期首 R1.10.1) 2,400,000	2,400,000	2,400,000	0
3期前 (R2.4.1~R3.3.31)	3,500,000	(期首 R2.10.1) 1,890,000	5,390,000	3,000,000	2,390,000
2期前 (R3.4.1~R4.3.31)	5,500,000	(期首 R3.10.1) 800,000	6,300,000		6,300,000
前期 (R4.4.1~R5.3.31)	1,500,000		1,500,000		1,500,000
合計	10,500,000	9,890,000	20,390,000	10,200,000	10,190,000

**問題3** 所得税

内 容	ランク	備 考
[問]1. 甲の各種所得の金額 (1) 給与所得の金額 (2) 退職所得の金額 (3) 配当所得の金額 (4) 不動産所得の金額	A A A A	特定役員退職手当金等 みなし配当
[問]2. 甲の土地建物の譲渡に係る譲渡所得の金額	A	概算取得費
[問]3. 総所得金額（損益通算後）	B	土地負債利子
[問]4. 所得控除	A	合計所得金額、扶養控除

A…6 か所・B…1 か所

[問]1.

(単位：円)

計算過程	難	解答
(1) 給与所得の金額 ① 収入金額 R社 7,200,000 ※ 通勤手当は非課税 ② 給与所得控除額 $1,760,000 + (① - 6,600,000) \times 10\% = 1,820,000$ ③ ① - ② = 5,380,000	A	5,380,000
(2) 退職所得の金額 ① 収入金額 R社・役員報酬 8,000,000 ② 退職所得控除額 イ 判定 平成30年6月28日～令和5年6月23日 … 4年11月→5年 ∴ 特定役員退職手当等 ロ $400,000 \times 5年 = 2,000,000$ ③ ① - ② = 6,000,000	A	6,000,000
(3) 配当所得の金額 R社・みなし配当 (交付金銭@8,000 - 資本金等の額@5,000) $\times 1,000$ 株 = 3,000,000	A	3,000,000
(4) 不動産所得の金額 ① 総収入金額 27,500,000 ② 必要経費 29,200,000 ③ ① - ② = $\Delta 1,700,000$	A	$\Delta 1,700,000$

[問]2. 土地建物等の譲渡所得の金額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
(1) 総収入金額 土地 90,000,000 + 建物 30,000,000 = 120,000,000	A	89,000,000
(2) 取得費 土地 90,000,000 × 5% + 建物 25,000,000 = 29,500,000		
(3) 譲渡費用 1,500,000		
(4) (1) - (2) - (3) = 89,000,000		

[問]3. 損益通算後の総合所得の対象となる所得金額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
給与 5,380,000 + 配当 3,000,000 + 不動産 (△1,700,000 + 700,000) = 7,380,000 ※ 不動産所得の損失 1,700,000 > 土地負債利子 700,000 ∴ 損益通算できない土地負債利子 700,000	B	7,380,000

[問]4. 所得控除

(単位：円)

計算過程	難	解 答
① 配偶者控除・配偶者特別控除 甲の合計所得金額が 1,000 万円以上 ∴ 適用なし (甲の合計所得金額) 総所得金額 7,380,000 + 分離長期 89,000,000 = 96,380,000 ※ 一般株式 総収入金額 (@8,000 × 1,000 株 - みなし配当 3,000,000) - 取得費 6,000,000 = △1,000,000 (通算しない)	A	1,590,000
② 扶養控除 イ 長男丙 (21 歳) 特定扶養 630,000 ロ 長女丁 (17 歳) 一般扶養 380,000 ハ 母戊 (死亡時 84 歳) 同居老親等 580,000 ニ イ + ロ + ハ = 1,590,000		
③ 基礎控除 甲の合計所得金額が 2,500 万円超 ∴ 控除額 0 円		
④ 解答欄 上記計 = 1,590,000		

## 問題 4 消費税

内 容	ランク	備 考
(1) 課税標準額に対する消費税額	A	自動販売機手数料 車両下取り価額
(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額	A	受取利息・社宅収入 有価証券譲渡
(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額	A	
(4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	B	軽減税率
(5) (4)のうち課税資産の譲渡等によりのみ要するもの	A	
(6) (4)のうちその他の資産の譲渡等によりのみ要するもの	A	
(7) (4)のうち共通して要するもの	A	
(8) 貸倒れに係る税額	A	

A…7 か所・B…1 か所・C…0 か所

(1) 課税標準額に対する消費税額

(単位：円)

計算過程	難	解 答
① 課税標準額	A	312,039,000
7.8%課税		
売上高（国内売上）		4,400,000,000
雑収入（自動販売機手数料収入）		220,000
車両下取額		330,000
税込課税売上高		<u>4,400,550,000</u>
課税標準額（ $\times 100/110$ ）		<u>4,000,500,000</u>
		（千円未満切捨て）
② 課税標準額に対する消費税額		
7.8%課税 ① $\times 7.8\% = 312,039,000$		

（注）公衆電話や自動販売機を設置させることによって受取る手数料は、課税取引となる。

(2)及び(3) 課税売上割合の計算式

(単位：円)

計算過程	難	解 答
(2) 分子の金額	A	5,100,500,000
7.8%課税		
① 課税売上高 (1)①より		4,000,500,000
② 免税売上高		
売上高・輸出売上		1,100,000,000
③ ①～②の計		5,100,500,000
(3) 分母の金額	A	5,103,382,000
① 課税売上高 (2)より		5,100,500,000
② 非課税売上高		
受取利息（国内預金利息）		242,000
子会社株式（譲渡対価 $\times 5\%$ ）		660,000
13,200,000 $\times 5\%$		
地代家賃・貸記（社宅）		1,980,000
合計		<u>2,882,000</u>
③ ①+②		5,103,382,000

## (4)~(7) 課税仕入れ等に係る税額

(単位：円)

計算過程	難	解答
(4) 合計額 (5)+(6)+(7)=283,389,600	B	283,389,600
(5) 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの イ 6.24%課税 接待交際費（営業部門） <u>1,080,000</u> 支払対価の額 <u>1,080,000</u> 消費税額（×6.24/108） 62,400  ロ 7.8%課税 国内仕入高 3,850,000,000 従業員給与（営業部門・通勤交通費） 3,300,000 接待交際費（営業部門・軽減以外） 7,680,000－軽1,080,000 6,600,000 その他（営業部門） 66,000,000 リース資産 16,500,000 車両運搬具 4,400,000 <u>支払対価の額 3,946,800,000</u> 消費税額（×7.8/110） <u>279,864,000</u>  ハ イ+ロ=279,926,400	A	279,926,400
(6) その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの 7.8%課税 その他（社宅関連） <u>660,000</u> 支払対価の額 <u>660,000</u> 消費税額（×7.8/110） 46,800	A	46,800

(4)~(7) 課税仕入れ等に係る税額 (つづき)

(単位:円)

計算過程	難	解答
(7) 共通して要するもの	A	3,416,400
イ 6.24%課税		
接待交際費 (営業部門) 540,000		
支払対価の額 540,000		
消費税額 (×6.24/108) 31,200		
ロ 7.8%課税		
従業員給与 (本社部門・通勤交通費) 1,100,000		
接待交際費 (本社部門・軽減以外) 1,100,000		
1,640,000 - 軽 540,000		
地代家賃 (本社事務所) 13,200,000		
その他 (本社・社宅関連以外) 32,340,000		
33,000,000 - 660,000		
支払対価の額 47,740,000		
消費税額 (×7.8/110) 3,385,200		
ハ イ + ロ = 3,416,400		

(8) 貸倒れに係る消費税額

(単位:円)

計算過程	難	解答
$4,400,000 \times \frac{7.8}{110} = 312,000$	A	312,000

## 【参考】

## (1) 売上げ関係の整理表 (単位：円)

科目等	上段：F S 下段：対象外	課税 6.24%	課税 7.8%	輸出免税	非課税
売上高	5,500,000,000		4,400,000,000	1,100,000,000	
受取利息	242,000				242,000
受取配当金	660,000 △660,000				
雑収入	4,620,000 △4,400,000		220,000		
地代家賃・貸記	—				1,980,000
有価証券 対価×5%	—				660,000
車両下取価額	330,000		330,000		
税込計		0 (×100/108)	4,400,550,000 (×100/110)	1,100,000,000	2,882,000
<b>税抜計(1)</b>		<b>0</b>	<b>4,000,500,000</b>	<b>1,100,000,000</b>	<b>2,882,000</b>
返還等税込		(×100/108)	(×100/110)		
<b>返還等税抜(2)</b>					
<b>税抜差引計 (1)-(2)</b>		<b>0 (①)</b>	<b>4,000,500,000 (②)</b>	<b>1,100,000,000 (③)</b>	<b>2,882,000 (④)</b>

課税売上割合 (分子) ①+②+③=5,100,500,000

課税売上割合 (分母) ①+②+③+④=5,103,382,000

(2) 仕入れ関係の整理表 (単位: 円)

科目等	上段: F S 下段: 対象外他	課税対応 6.24%	課税対応 7.8%	非課税対応 7.8%	共通対応 6.24%	共通対応 7.8%
〔売上原価〕 仕入高	3,850,000,000		3,850,000,000			
〔販管費〕						
役員給与	110,000,000 △110,000,000					
従業員給与	187,000,000 △182,600,000		3,300,000			1,100,000
接待交際費	9,320,000	1,080,000	6,600,000		540,000	1,100,000
地代家賃	15,180,000 △3,960,000 +1,980,000					13,200,000
貸倒損失	4,400,000 △4,400,000					
その他費用	180,000,000 △81,000,000		66,000,000	660,000		32,340,000
リース資産	16,500,000		16,500,000			
車両運搬具	4,400,000		4,400,000			
課税仕入れ		1,080,000 (×6.24/108)	3,946,800,000 (×7.8/110)	660,000 (×7.8/110)	540,000 (×6.24/108)	47,740,000 (×7.8/110)
<b>税額(1)</b>		<b>62,400</b>	<b>279,864,000</b>	<b>46,800</b>	<b>31,200</b>	<b>3,385,200</b>
課税貨物 税額(2)						
<b>税額計 (1)+(2)</b>		<b>62,400 (1)</b>	<b>279,864,000 (2)</b>	<b>46,800 (3)</b>	<b>31,200 (4)</b>	<b>3,385,200 (5)</b>

課税仕入れ等に係る消費税額 ①～⑤の計=283,389,600